

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	譲渡による旅館業の営業者の地位の承継の承認
②	法令名	旅館業法
③	法令番号	昭和23年法律第138号
④	根拠条項	第3条の2第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	<p>第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・承認申請の時期が、譲渡の意思と内容が確定した後であり、譲渡の実行前であること。 ・旅館業法第3条第2項、第3項、第4項、第3条の2 旅館業法施行規則第1条の2、第1条の3 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第3条、第4条 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則第3条
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府警察本部(旅館業法第3条第2項各号のうち暴力団員に係るものに関する該当性の照会) ・申請に係る施設の周囲概ね100メートルの区域内にある学校(大学を除く。)、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設、各種学校、公民館、図書館、博物館、街区公園、その他国、地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人が設置する公民館若しくは図書館に類する施設又はスポーツ施設の管理者(旅館業法第3条第4項及び京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第4条に定める者)
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 10日～20日
	経由機関	
	協議機関	3日～10日
	当該処分機関	10日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	